

沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金

(沖縄県外の私立高等学校等に通う生徒向け)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯及び生活保護世帯を対象に、「奨学のための給付金」制度があります。

一 制度概要 一



★ 申請の対象となる世帯

令和6年2月1日時点で、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯。

- (1) 保護者等全員が、沖縄県内に在住していること。
* 保護者等の住所が沖縄県外にある場合、その都道府県で申請してください。
- (2) 保護者等全員の令和5年度(令和4年分)の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税であること。(生活保護受給世帯含む)
* 保護者等の課税情報の確認が取れない場合(例:海外居住や基地関係者など課税証明書及びマイナンバーカードの交付が受けられない方)は、対象外となります。
- (3) 生徒が平成26年4月1日以降に、高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、就学支援金の受給資格者(又は、学び直し支援金の対象者)であること。

★ 申請者 沖縄県内に住所を有する保護者等

※「保護者等」とは、親権を行う者(親権を行う者がいない場合、未成年後見人又は主たる生計維持者)となります。

保護者等が存在しない場合、生徒本人が申請者となります。

★ 生徒一人あたりの給付額 (令和5年度)

※私立高等学校等の場合

世帯状況		年額(合計額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		52,600円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	137,600円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000円
	通信制・専攻科課程に在籍	52,100円

※新入生に対する早期給付を申請された方は、残額分の申請となります。(再申請が必要)

◆非課税世帯の生徒が第1子又は第2子のいずれに該当するかは、別添の確認シートで判断します。お問い合わせの際は、確認シートをお手元にご用意ください。

★ 提出書類 ー 該当する世帯をご確認くださいー

○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- ①「給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）」
- ②「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第2号）
※生業扶助受給証明書（様式第2号）は2月1日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。
- ③「高等学校在学証明書（様式第3号）
※2月1日以降、学校長の証明を受けてください。
- ④「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」（別紙①）
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- ⑤「振込依頼書」（別紙②）
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。

○市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が全員「非課税」の世帯

(1)対象生徒が、「通信制及び専攻科の高校に通う」場合

- ①「給付金受給申請書（様式第1-1、1-2号）または（様式第1-7、1-8号）」
- ② 保護者等全員の「令和5年度（令和4年分）課税証明書」（市町村発行）
もしくは、マイナンバーカードの写し
※保護者等全員の証明書が必要です。
- ③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」（別紙①）
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ④「振込依頼書」（別紙②）
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。
- ⑤「高等学校在学証明書（様式第3号）」もしくは「個人要件証明書／専攻科の生徒の場合（様式8-1号）」※2月1日以降、学校長の証明を受けてください。

(2)対象生徒が「通信制及び専攻科以外の高校等（全日制）に通う」場合

- 上記（1）に記載の①～⑤に加え、
- ⑥「健康保険証のコピー（別紙③）」※生徒本人＋兄弟姉妹のうち1人分
 - ⑦ 国民健康保険加入者は、⑥の「健康保険証のコピー」と「扶養誓約書（様式第6号）」
※紛失などの事情により健康保険証のコピーの提出ができない場合は「扶養誓約書（様式第6号）」（提出できない理由を必ず記載すること）。
事情によっては追加で書類提出をお願いすることもあります。
 - ◎対象生徒の他に保護者等に扶養されている15歳（中学生除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、対象生徒が「第2子」に該当するか審査するため、上記⑥、⑦も必ず提出してください。

○家計急変世帯（家計急変により非課税世帯相当の所得水準となる世帯）

- ①「給付金受給申請書（様式第1-4、1-5号）」
- ② 保護者等全員の「令和5年度（令和4年分）課税証明書」（市町村発行）
もしくは、マイナンバーカードの写し
※保護者等全員の証明書が必要です。
- ③「高等学校在学証明書（様式第3号）」
※2月1日以降、学校長の証明を受けてください。
- ④「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」（別紙①）
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- ⑤「振込依頼書」（別紙②）
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の
口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。
- ⑥ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
※離職、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書、税理士又は公認会計士の
作成した証明書類など
- ⑦ 家計急変後の収入を証明する書類
※会社作成の給与証明書、直近の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成し
た証明書類など。また、自営業の方は所得証明書を作成し提出ください。

★申請書提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県総務部総務私学課 私学・法人班「奨学給付金担当」
電話番号：098-866-2074

★申請期限について

【通常給付】令和6年2月19日（月）必着

【家計急変】：

7月2日以降に家計急変となった世帯の申請：令和6年2月19日（月）迄随時受付

★様式のダウンロードについて

沖縄県ホームページ内「総務私学課奨学のための給付金」で検索

<https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/somushi/somu/soumushigaku-top.html>